

皆さま、おはようございます。日本維新の会の別府建一でございます。第9回定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。先輩、同僚議員の皆さまにおかれましては、3日目で大変お疲れの事と存じますが、しばらくの間、ご清聴の程よろしくお願い申し上げます。

先ず、「個人情報を含む USB メモリーの紛失事案について」お伺いさせていただきます。

第8回臨時会において質疑させていただいたご答弁の疑問点について、お伺いさせていただきます。

本市は、事案発生時の初期対応について「スピード感を持った対応した点においては、おおむね適切であったものと考えております。」とご答弁されました。

そこでお伺い致します。

#### 質問.01

では、市長がこの事案を初めて発表する際の少し笑っているように見えた会見、当局の委託業者が悪く本市に非は無いと責任転嫁の発言については、適切とお考えでしょうか。

次に、「外郭団体への公金支出と内部統制について」お伺いさせていただきます。

第7回定例会において一般質問を行いました。

その内容は、公園維持課から尼崎緑化公園協会へ出された委託事業が、仕様書内容に満たないのに満額支払っていると、尼崎緑化公園協会職員からの告発文書を基に質問を行いました。

私が、一般質問を行った4日後の6月14日に尼崎緑化公園協会事務局は、職員向けに通知を出しました。配布資料をご覧ください。題名は「別府健一議員の一般質問に係る、協会職員の服務規律違反(協会の信用失墜、秘密漏洩)の疑いへの対処について」というもので、その文書には「別府議員が言う、中高年事業から転籍された現職協会職員から文書での相談があったことが事実であれば、職員の「守秘義務違反」及び「信用失墜行為」に当たる行為かどうか検討することになります。今後、場合によっては、事情をお聞きすることがあるかもしれませんので、ご協力ください。」と職員への締め付けを行っています。

そこでお伺い致します。

#### 質問.02

今回、このように、守秘義務違反、信用失墜行為などの理由でパワーハラスメントを行い職員の締め付けを行う、このような行為について本市のご見解をお聞かせください。

今回の様に内部不正の告発文書を出して違法と判決を受けた事例はあるのでしょうか。私が新聞等で見聞きする範囲では有りません。教えて下さい。

次に、「動物愛護センターのあり方について」お伺いさせていただきます。

本年度、動物愛護センターの改修が行われています。

ボランティアの皆さんからの長年の要望がようやく実現することになりました。

ボランティアだけでなく、市民の皆さまからも大きな期待が寄せられています。そこで、改修により尼崎市の動物行政が、どのように良くなっていくのかを具体的にお伺いしたいと思います。

動物の愛護及び管理に関する法律、第35条「犬及び猫の引取り」において、都道府県等は、引取りを行った犬猫について、殺処分がなくなることを目指して里親募集を行い譲渡するよう定められていますが、本市においては、未だに動物愛護センターは犬猫を引き取って処分するところという認識が、本市にも市民にもあるようです。

そこでお伺い致します。

### 質問.03

殺処分について、本市が掲げる目標を教えてください。

また、この改修によって「犬猫を処分するところ」のイメージを今後払拭できる施設になるのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

最後に、「自治会の運営について」は、今回質問数の関係で次の機会に質問させていただきます。

以上、第一登壇を終了致します。

第二登壇は、一問一答にて質問させていただきます。

ご答弁下さり、ありがとうございます。  
引き続き質問させていただきます。

先ず、「個人情報を含むUSBメモリーの紛失事案について」お伺いさせていただきます。

#### 質問.04

調査委員会での調査は、スピード感を持って全容解明には、最大6か月掛かると仰っておられました。事案から2か月半経った現在の進捗状況を教えてください。

委託業者に発行した23枚のセキュリティカードですが、答弁では、「業務に必要な従事者の従業者の全てをまとめて、委託業者の責任者名で一括してカードの発行申請書がなされていた」とご答弁されていました。

そこでお伺い致します。

#### 質問.05

利用者とカードの固有番号を紐付けして管理していますが責任者より一括申請されたカードの固有番号だけで顔認証の設備も無い中、カードの入室記録は、残りますがどうやって人物特定が出来るのでしょうか。

#### 質問.06

路上で雨の日に寝ていた件、調査委員会の調査結果と本市の見解を教えてください。  
また、稲村市長在任中に市職員の処分や、委託業者に対する損害賠償を行う予定でしょうか。行うのであれば、その内容をお知らせ下さい。

個人情報を含むUSBメモリーの紛失事案については、調査委員会の検証結果の内容を尊重しながらも本市の責任においてしっかりと主体的に検証を行い、情報漏洩の有無、業務委託業者との関係、今後この様な事の無い様、再発防止策などの結果を市民の皆さまに発信していただき安心安全な個人情報の管理を要望致します。

次に、「外郭団体への公金支出と内部統制について」お伺いさせていただきます。

#### 質問.07

緑化公園協会の仕事に真面目でひたむきに取り組んでいる職員が、この事案により万一協会より間違って処分された場合、本市は指導を行わないのでしょうか。行わない場合、パワハラに遭っている職員を守れない、指導を行わない理由をお聞かせください。

次に、第7回定例会でご答弁いただきましたが、仕様書どおりに業務を行っていないにもかかわらず委託料を満額支払ったようですが、その理由は「業務報告書の提出を受け、振替業務が支払い、適正である」ということでした。

私も小さいながら会社を経営しています。当然、一般的に業務に対して契約書を交わします。もし、その後、契約書どおりに業務を履行できない事情が発生すれば、発生時に相手方と協議し、契約変更を行います。市役所では、契約変更を行わなくても、年度末に出てくる業務報告書で説明すれば事が済むのでしょうか。

そこで契約担当所管局長にお伺い致します。

#### 質問.08

樹木の伐採業務を草花の植え付け業務に変更する場合、最終的に業務金額が同じであっても、仕様内容が変更されているので、設計変更が必要を思われますが、市役所の契約事務は、どのように処理されていますか。問題が無い場合は、受託業者のさぼり勝ちが今後増えてくるのではないのでしょうか。それを防ぐ規定を定めた方が良いと思いますが、ご見解をお聞かせください。

#### 質問.09

次に、今回の告発文で疑問だったのは、当時、受託側の緑化公園協会に現役の造園職の市職員がいたことです。委託内容の未履行の際のチェック機能が、なぜ働かなかったのでしょうか。お答えください。

#### 質問.10

最後に、昨年度末に、貴重な働き盛りの30代の造園職正職員が3人も同時に退職しています。なかなか稀なことだと思います。何か組織に問題があるようにも思われます。退職者に対して、退職理由等のヒアリングを行ったのでしょうか。そこで、聞き取ったことにより、組織として、取り入れるべきことがあったのなら、その内容を教えてください。

年に一回、外郭団体の報告書が手元に届きますが、議員が審査をする機会がありません。神戸市は、特別委員会で審査されています。

そこでお伺い致します。

質問. 11

今回のようなことがあった場合に、本市と外郭団体の関係において、代表者が市長や副市長などの非常勤の役員がどこまで指導する立場に有るのでしょうか。また、本市と外郭団体は、外郭団体の事業継続の為、このような問題があっても業務委託契約を行わざるを得ないのでしょうか。ご見解をお聞かせ下さい。

外郭団体への公金支出と内部統制については、団体として信用失墜行為を行いながら自らの自浄努力無く、告発者へのパワーハラスメントを行い現状の組織を守る、外郭団体としてあり得ない行動を行っています。本市と外郭団体との関係においても内部統制を構築される事を要望致します。

次に、「動物愛護センターのあり方について」お伺い致します。

長年、他の中核市と比較しても、動物愛護センターの人員不足は深刻でした。そのため、引き取る必要があっても引き取れない状況と、ボランティアの皆さんからも度々の指摘がありました。改修後、動物愛護センターの猫の最大収容頭数は、15頭から30頭になり、職員も増員されました。殺処分ゼロをめざした施設へと体制が整ってきました。

全国でも施設整備が進んでいますが、一方で、動物愛護センターに引取りをお願いしたが引き取ってもらえない、いわゆる「引取り拒否」が全国的にも問題になってきています。

そこでお伺い致します。

#### 質問.12

本市においては、どのような場合に引取り拒否されていますか。法律や施行規則の条文でなく、市民にも理解できるよう具体的事例で教えてください。

次に、市民からの相談が大変多い、迷子の猫や、捨てられたのか野良猫が産んだのか、公園などで発見される子猫の引取りについてお伺いします。

動物の愛護及び管理に関する法律第35条、所有者の判明しない犬又は猫の引取りについて、『周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合』とされていて、条文の内容が非常に分かりづらいです。

そこでお伺い致します。

#### 質問.13

尼崎市では、所有者の判明しない猫の引取りについて、どのような場合引取りを拒否されていますか。

殺処分を了承した場合のみ、引取りされていますか。ご見解をお聞かせください。

これまで私の質問で何回も指摘させていただきましたが、ボランティアや民間シェルターには、連日猫の引取り依頼が押し寄せています。

相談内容は、高齢の飼い主が亡くなったり、施設に入ることになったり、そのまま放置しては危険であったりと、やむを得ない事情や緊急の事例がほとんどだそうです。

そこでお伺い致します。

#### 質問.14

最後に、ボランティアの皆さんからは、「この施設整備は稲村市長のおかげで実現できた。」と言っ

ています。今、市長がこれからの尼崎市の動物愛護行政について望むことがあれば、お聞かせください。

動物愛護センターのあり方については、  
犬猫を適切に引取り、命を繋いで行くところ、このセーフティネットとしての役割だと思います。ボランティアの皆さんは、今後も頑張られ続けられると思いますが、動物愛護センターが改修され、行き場の無い犬猫の命が「こんなに助かった、良かったね。」と市民から言われる施設になる事を、要望致します。

以上で、私の全ての質問を終了致します。ご清聴、誠にありがとうございました。